やわたハイランド１９１シーズン券会員の御利用約款

２０２６-２０２７年シーズン

第1条　加入頂いた会員に対して、会員券（会員カード）を発行いたします。

第2条　シーズン券のご利用は、ご本人様のみの利用となります。他人に貸与・譲渡する事は出来ません。万一、その様な事実が判明した場合、無条件で権利を失効とし、シーズン券を没収いたします。

第3条　シーズン途中の会員の都合などによるキャンセルの場合、申込金など一切返金いたしかねますので、予めご承知ください。

第4条　シーズン券のご利用日

① 営業開始からシーズン終了迄、営業時間内はいつでもご利用できます。
② 営業期間又は営業日について、気象条件および諸事情などにより変更する場合があります。予めご承知ください。
③ 営業期間中の臨時休業他、３月中の営業終了については、払い戻しは行いませんので、ご承知ください。

第5条　リフト券について

発行する会員券では、リフトに乗車する事は出来ません。ご来場の際には、次の手続きが必要となります。

① センターハウス内の１階インフォメーションにて、会員券とリフト券を交換して下さい。
② 当日、引換されたリフト券については、再発行は致しません。
③ ご利用の間、会員券はお預かり致します。
④ お帰りの際には、リフト券と交換で会員券をお返しいたします。事前に営業時間等のご確認の上、必ず当日交換してお帰りください。
⑤ 会員券をお忘れの場合は、通常のリフト券をご購入して頂く事になりますので、予めご承知ください。

第6条　駐車場(駐車料金は含まれております)

① ご来場の際には、料金所にて一旦停止し、会員券が良くわかるようにご提示をお願いします。
② 駐車場が満車の場合、駐車をお断りすることもございます。この会員券は、優先券ではありませんので、ご承知おきください。
③ 除雪作業のため、お車の移動をお願いする場合があります。移動の御協力をお願いします。
④ 夜間入場された場合、係員の勤務開始後、会員券の確認をさせて頂きます。確認のご協力をお願いします。（お休みの場合、お車の分かりやすい箇所に、ご提示等をして下さい）

第7条　会員になられた方は、この約款及び場内に掲示してあるスキー場利用約款等、お守りください。お守りいただけない場合は、会員資格を取り消す場合がございます。その場合、申込金などは一切返金いたしませんので、ご承知ください。

また、リフト券を他人等に転貸、譲渡などの不正行為が判明した場合、当該リフト代金の倍額の割増料金を徴収いたします。

第8条　この会員券は、原則として再発行はいたしません。

ご利用約款をお読み頂き、シーズン券申込書兼会員台帳用紙の最終欄に、ご署名をお願い致します。

株式会社エス・ティ・ユー
やわたハイランド１９１リゾート